

## 函館性暴力被害防止対策協議会設置要綱

### (設置)

第1条 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等のうち、性暴力に関する被害者等（以下「被害者等」という。）に対する適切な支援を行うとともに、性暴力の防止に関する活動を行うことを目的に、函館性暴力被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (活動)

第2条 協議会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 被害者等への支援体制の構築
- (2) 被害者等への支援に関する情報交換および人材養成
- (3) 性暴力の防止に関する教育および啓発活動
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等（以下「関係機関等」という。）をもって構成する。

- 2 この会の目的に賛同する行政機関、民間団体等は、協議会の承認により、新たに関係機関等となることができる。
- 3 協議会に、会長および副会長各1名を置く。
- 4 会長は、関係機関等の代表者または代表者の指名する者の互選によって選出する。
- 5 副会長は、会長が指名する。
- 6 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときには、その職務を代行する。

### (顧問)

第4条 協議会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、または会議に出席して意見を

述べることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、函館市子ども未来部子育て支援課に置く。

- 2 事務局長は、函館市子ども未来部子育て支援課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、別表に掲げる関係機関等の代表者または代表者の指名する者をもって構成する。

(会議)

第6条 協議会に、代表者会議および実務者会議を置く。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、被害者等への支援および性暴力の防止活動全般についての情報交換、協議会の活動方針、関係機関等の連携のあり方および役割分担等について協議する。

- 2 代表者会議は、関係機関等の代表者または代表者の指名する者をもって構成する。
- 3 代表者会議は、協議会において決議が必要な事項がある場合、関係機関等の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 4 代表者会議は、会長が招集し、開催する。
- 5 会長は、必要があると認めるときには、代表者会議の招集を行わず、書面その他の方法により、関係機関等の代表者または代表者の指名する者の意見を求めることにより、代表者会議の決議に代えることができる。この場合、第3項の規定については、これを準用する。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、代表者会議に関係機関等の代表者または代表者の指名する者以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(実務者会議)

第8条 実務者会議は、性暴力被害についての実態把握、被害者等への支援、性暴力の防止に関する教育および啓発活動に必要な具体的な事項について協議する。

- 2 実務者会議は、被害者等の支援活動、性暴力の防止に関する教育および啓発活動の実務を担当する関係機関等に属する者をもって構成する。

3 実務者会議は，必要に応じ，事務局長が招集し，開催する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか，協議会の組織および運営に関し必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成29年3月22日から施行する。

## 別 表

## 函館性暴力被害防止対策協議会 構成機関

区 分	機 関 名
国の機関	函館地方検察庁
	函館地方法務局 人権擁護課
北海道の機関	北海道警察 函館方面本部 警務課
	北海道警察 函館方面本部 捜査課
	北海道警察 函館方面本部 生活安全課
	北海道渡島総合振興局
	北海道教育庁 渡島教育局
	北海道函館児童相談所
その他の団体	公益社団法人 函館市医師会
	北海道子どもの虐待防止協会 道南支部
	函館・性と薬物を考える会
	特定非営利活動法人 ウィメンズネット函館
	特定非営利活動法人 青少年の自立を支える道南の会
	函館被害者相談室
	一般財団法人 函館YWCA・CAPグループ
	公益社団法人 北海道社会福祉士会 道南地区支部
	函館弁護士会
	日本司法支援センター函館地方事務所
	函館人権擁護委員連合会
	函館商工会議所 女性会
	国際ソロプチミスト函館
	株式会社 北海道新聞社 函館支社
函館市	子ども未来部
	市民部
	保健福祉部
	函館市教育委員会
	市立函館病院
顧問	公益社団法人函館市医師会長
	北海道警察函館方面本部長
	北海道渡島総合振興局長
	函館市長
事務局	北海道警察函館方面本部警務課
	北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課
	函館市子ども未来部子育て支援課